

# 選定療養費見直しについて

厚生労働省の定める、選定療養費制度の見直しにより、令和4年10月から、他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合の、初診時又は再診時に患者さまから徴収する定額負担が増額となります。

改正に伴い、初診時・再診時の選定療養費として、以下のとおり、料金変更となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 初診時選定療養費

● **2022年10月1日から** **7,700円**

紹介状を持たずに受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用。

かかりつけの診療科があり、他科を初めて、もしくは久しぶりに紹介状、院内紹介なしでかかる場合・・・選定療養費あり

## 再診時選定療養費

● **2022年10月1日から** **3,300円**

当院が他の医療機関に対して紹介を提案したが、引き続き当院を受診される場合に通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用。

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- \* 他の医療機関の紹介状を持参された方
- \* 外来から継続して入院した方
- \* 妊娠を主訴に受診された方
- \* 特定の疾病等により各種公費の受給対象の方
- \* 他の診療科から院内紹介※されて受診する場合 等

(※治療中の疾患に関連する院内紹介の場合)

令和6年4月1日